

◎新潟県告示第831号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 251号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市西泉田字沖65番7から 同市坂戸字町浦888番1まで	新	(A) 6.0～18.0メートル	1,922.3メートル
南魚沼市東泉田字赤谷内495番2から 同市坂戸字町浦888番1まで		(B) 16.0～40.5メートル	1,525.0メートル
南魚沼市西泉田字沖65番7から 同市西泉田字下島975番1まで		(C) 10.6～22.3メートル	444.8メートル
南魚沼市西泉田字沖65番7から 同市坂戸字町浦888番1まで	旧	(A) 6.0～18.0メートル	1,922.3メートル
南魚沼市東泉田字赤谷内495番2から 同市坂戸字町浦888番1まで		(B) 16.0～40.5メートル	1,525.0メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用

一部区間県道六日町停車場線及び県道大月六日町線と重用